

## 『地方教育史研究』編集規程

- 1、本誌は、全国地方教育史学会の紀要として、年一回発行する。
- 2、本誌は、研究論文・研究ノート・史料紹介・書評・図書紹介等を掲載する。ただし、研究論文・研究ノート・史料紹介は会員による執筆に限る。
- 3、本誌の編集事務は、常任幹事会内に編集担当・副編集担当をおき、これをおこなう。任期は2年とし再任を妨げない。
- 4、研究論文は、20000字（図表を含む）以内を原則とする。史料紹介（解題付き）は12000字（図表を含む）程度とする。
- 5、研究論文・史料紹介の募集・選定は以下によるものとする。
  - ①投稿の希望者は6月末までに事務局に申し込むものとする。原稿提出期限は9月末日とする。
  - ②掲載の可否は、査読者の意見を参考として、常任幹事会が決定する。
  - ③一つの投稿につき、2名の査読者をおき、内容を検討する。査読者は編集担当常任幹事以外の会員または非会員とし、その人選は常任幹事会がおこなう。尚、査読に際しては、研究論文の場合は、明確な課題意識に基づき、地域史料をもとに研究上に資する知見を提示しているかを審査する。史料紹介の場合は、正確な筆耕がなされていることや、地域性・新規性・固有性に関する的確な解題が付されているかを審査する。
  - ④査読者の検討意見は、執筆者に通知する。なお、査読結果により研究ノート（問題提起的または史料の分量が多く紹介に留まる論稿）へ変更となる場合は、投稿者に連絡し了解を得るものとする。
  - ⑤執筆者は、査読者の検討意見受理後、論文に加筆・訂正することができる。加筆・訂正された論文は、指定された期日までに提出するものとする。
  - ⑥査読者は、加筆・訂正を必要とされた論文を再度査読する。
- 6、本規定は、第46回大会の承認を経て、『地方教育史研究』第45号より適用する。